

柏原市立老人福祉センター新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

このマニュアルは、市民の健康的な生活を維持するため、柏原市立老人福祉センターが新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を定めるものである。

1 貸室使用の条件について

(1) 次の条件をすべて満たすことができる場合に、貸室を使用することができるものとする。

- ① 発熱等の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。
- ② 入館時、検温・アルコール消毒の実施・健康申告書の提出を行うこと。
- ③ マスクの着用をすること。
- ④ 近距離での会話、高唱、運動（呼気が激しくなるような行為）を行わないこと。
- ⑤ お互いの距離をできるだけ2 m（最低1 m）空けること。
- ⑥ 握手や肩を組むなどの相互接触や対面着席を避けること。
- ⑦ 飲食を行わないこと。
- ⑧ 部屋の使用定数の半分程度の人数で使用する。
※別表「緊急事態宣言解除後の開館における利用人数の目安」参照
- ⑨ 定期的に換気すること。

(2) (1) の条件の説明にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 利用者の健康、安全を最優先に考慮した措置であること。
- ② この感染予防対策の措置をとることが大阪府の休止要請解除の条件であること。遵守しない施設は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の要請があり得ること。
- ③ 使用人数が、(1) ⑧に該当しない場合は、分散使用、時差使用を検討すること。

2 来館者の安全確保

(1) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2 mを目安に）を確保すること。

- (2) 以下に該当する者の来館制限を行う。
- ① 来館を予定している方には来館前の検温をお願いすることとし、その検温で 37.5 度以上の発熱があった者（または平熱より 1 度超過の場合）
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある者
 - ③ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある者
- (3) 老人福祉センター来館者の氏名、住所、連絡先、健康状態等を把握し、来館者の情報を管理する。また、このような情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

別表

緊急事態宣言解除後の開館における利用人数の目安

階数	部屋名	面積	利用可能人数	備考
1 階	ロビー	212 m ²	34 人	
	会議室	35 m ²	机使用 10 人 椅子のみ 12 人	
2 階	大広間	168 m ² (75 畳) (廊下 16 畳)	机使用 18 人 椅子のみ 36 人	(机使用時) 廊下にプラス 3 人可 (椅子のみ使用時) 廊下にプラス 4 人可
	中広間	77 m ² (28 畳)	机使用 12 人 椅子のみ 14 人	
	和室 (松)	27 m ² (10 畳)	5 人	水屋 (2 畳) 含む
	和室 (竹)	22 m ² (10 畳)	5 人	

※机使用は 1 人 1 台
椅子のみは 1 人 2 畳